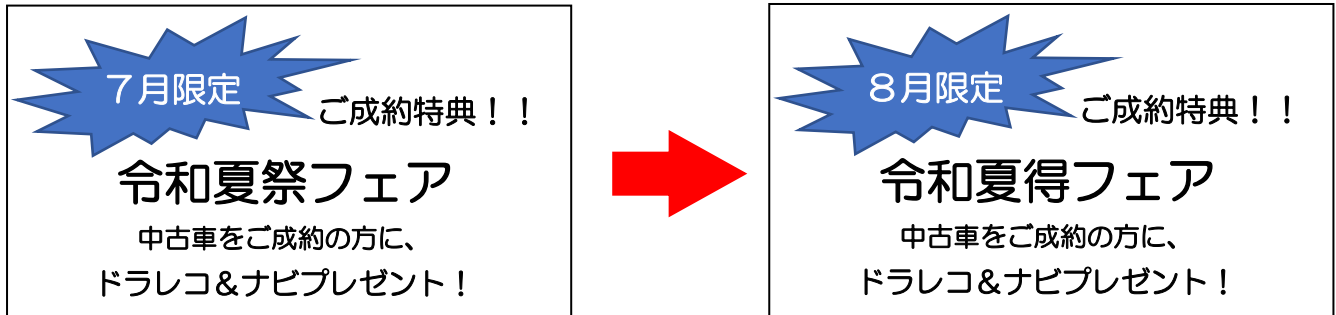


〔期間限定の景品提供企画の期間を延長することの可否〕

Q. 当社では、7月中に中古車を購入された方を対象に、チラシ広告において「令和夏祭フェア 7月限定のご成約特典」として、ドライブレコーダーとナビをセットでプレゼントする企画を告知、実施しています。当該企画が好評のため、8月に配布する予定のチラシ広告には、フェアの名称のみを変えて、「令和夏得フェア 8月限定のご成約特典」として、同一内容の企画を告知、実施しようと考えていますが、問題ないでしょうか？

<7月配布のチラシ広告>

<8月配布予定のチラシ広告>



A. 「7月限定 令和夏祭フェア ご成約特典!!」と表示して実施した企画の内容を変えず、フェアの名称のみ変更して8月も実施した場合、同一内容の企画を継続したこととなり、その結果、「7月限定」との表示が、7月中に中古車を購入した場合に限り、ドライブレコーダーとナビがプレゼントされるかのように一般消費者に誤認される不当表示（有利誤認表示）に該当し、問題となります。

したがって、当該企画は、表示したとおり7月で終了することが必要です。

フェアの期間を限定して景品提供等を実施し、当該フェア期間終了後に、期間を空けずに別のフェアを開催する場合は、単にフェアの名称を変更するだけでなく、期間限定との表示が事実と異なることのないよう、提供する景品を全く別のものにする、あるいは、景品提供ではなく、例えば低金利キャンペーンとする等、実施する内容を異なるものにする必要があります。